

国立大学法人宮城教育大学職員の懲戒等に関する規程

平成16年 4月 1日制定
平成30年 3月20日最終改正

(総則)

第1条 国立大学法人宮城教育大学に勤務する職員（以下「職員」という。）の懲戒等は、国立大学法人宮城教育大学職員就業規則（16規第63号。以下「職員就業規則」という。）、国立大学法人宮城教育大学再雇用職員就業規則（16規第65号。以下「再雇用職員就業規則」という。）、国立大学法人業務限定職員就業規則（30規第15号。以下「業務限定職員就業規則」という。）、国立大学法人再雇用業務限定職員就業規則（30規第16号。以下「再雇用業務限定職員就業規則」という。）、国立大学法人宮城教育大学無期非常勤職員就業規則（30規第17号。以下「無期非常勤職員就業規則」という。）、国立大学法人宮城教育大学再雇用非常勤職員就業規則（30規第18号。以下「再雇用非常勤職員就業規則」という。）、国立大学法人宮城教育大学特定有期雇用職員就業規則（28規第27号。以下「特定有期雇用職員就業規則」という。）及び国立大学法人宮城教育大学非常勤職員就業規則（16規第64号。以下「非常勤職員就業規則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(懲戒の手続き)

第2条 懲戒処分は、学長が行う。

- 2 懲戒処分は、職員に文書を交付して行わなければならない。
- 3 前項の文書の交付は、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合においては、その内容を民法(明治29年法律第89号)第97条の2第2項に定める方法によって公示することにより、懲戒処分の意思表示を行う。この場合には、民法第97条の2第3項の規定により、公示された日から2週間を経過したときに文書の交付があったものとみなす。
- 4 第2項の文書に記載すべき事項は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 「懲戒処分書」
 - 二 懲戒処分に係る職員の職名及び職務の級
 - 三 懲戒処分に係る職員の氏名
 - 四 懲戒処分の内容
 - 五 懲戒処分を発令した日付
 - 七 学長名及び公印
- 5 懲戒処分の効力は、懲戒処分書を職員に交付したときに発生する。

(懲戒処分の審査)

- 第3条 職員の服務規律を維持し、職員の非違行為に対する処分の公平性を図ることを目的として、必要な事由が生じた場合には、懲戒委員会（以下「委員会」という。）を置くこととする。
- 2 職員は、委員会の審査の結果によるものでなければ、懲戒処分を受けることはない。
 - 3 委員会は、前項の審査を行う場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を徴することができる。

(委員等)

第4条 委員会は、委員長及び次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学長が指名する役員 若干人
- 二 学長が指名する職員 若干人

三 その他委員会が必要と認めた者 若干人

2 委員会は、当該事由にかかる懲戒処分が発生後、解散する。

(委員長)

第5条 委員長は、前条第1項第1号に掲げる委員のうちから学長が指名する者をもって充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

(不服申立て)

第6条 職員が懲戒処分及び訓告等について、不服申立てがある場合は、第2条第2項に規定する文書を受領した日から起算して60日以内に大学に対して不服申立をすることができる。ただし、この期間内であっても処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、することができない。

(懲戒等不服審査委員会)

第7条 前条に規定する不服の審査は、職員就業規則第84条、再雇用職員就業規則第54条、業務限定職員就業規則第64条、再雇用業務限定職員就業規則第52条、無期非常勤職員就業規則第48条、再雇用非常勤職員就業規則第47条、特定有期雇用職員就業規則第71条又は非常勤職員就業規則第51条に規定する懲戒等不服審査委員会が行う。

2 懲戒等不服審査委員会の委員には、当該事由にかかる第4条に規定する委員会の委員であった者は、なることができない。

(始末書)

第8条 職員就業規則第80条第3号から第5号まで、再雇用職員就業規則第50条第3号から第5号まで、業務限定職員就業規則第60条第3号から第5号まで、再雇用業務限定職員就業規則第49条第3号から第5号まで、無期非常勤職員就業規則第45条第3号から第5号まで、再雇用非常勤職員就業規則第43条第3号から第5号まで、特定有期雇用職員就業規則第67条第3号から第5号まで、又は非常勤職員就業規則第48条第3号から第5号までに規定する始末書に記載すべき事項は次に掲げるとおりとする。

- 一 日時
- 二 場所
- 三 事実の詳細
- 四 その他必要事項

2 始末書は、当該懲戒処分の文書が交付された後、速やかに提出させるものとする。

(庶務)

第9条 懲戒等の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第10条 学長は、この規程の実施に関し、必要な事項を別に定めることができるものとする。

附 則 (16規第69号制定)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (24規第4号)

この規程は、平成24年2月8日から施行する。

附 則 (30 規第 1 2 号改正)
この規程は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。